



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 7 号 令和 7 年 5 月 1 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 7 8	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件の一部を改正する件	職員厚生課
2 7 9	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 の知事が定める金額を定める件の一部を改正する件	同
2 8 0	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
2 8 1	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
2 8 2	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
2 8 3	同	同
2 8 4	地籍調査の成果を認証した件	同
2 8 5	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	生産基盤課
2 8 6	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
2 8 7	歳入の収納の事務を私人に委託した件	住宅課
2 8 8	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件	河川政策課

【教育長訓令】

番 号	表	題	担当課名
1		教育長の権限に属する事務の委任に関する 規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及 び専決に関する規程の一部を改正する訓令	

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
		公益的法人等への職員の派遣等に関する規 則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百七十八号

平成二年徳島県告示第八百七十八号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の知事が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年五月十六日から施行する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三元	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三元	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円

徳島県告示第二百七十九号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年五月十六日から施行する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表常時介護を要する状態の項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第二号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

徳島県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
特定非営利活動法人 O・Nオーエネット	徳島市西新浜町一丁目二番 四九号	ヘルパーステーション ン夢	徳島市西新浜町一丁目二番 六二号	訪問介護	令和七年二月 二十日	令和七年三月 三十一日	
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五八 番地	訪問看護ステーション ンコスモス	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上 五五番地一	訪問看護	同 二十八日	同	
社会福祉法人上板町 社会福祉協議会	板野郡上板町西分字橋西一 番地の一一	上板町社会福祉協議 会デイサービスセン ター	板野郡上板町西分字橋西一 番地の一一	通所介護	同 十二日	同	
社会福祉法人美馬市 社会福祉協議会	美馬市脇町大字脇町二二六 五番地一	美馬市脇町デイサー ビスセンター「おち あい荘」	美馬市脇町字西赤谷二二三 二番地一一	同	同 二十一日	同	
社会福祉法人健祥会	徳島市国府町東高輪字天満 三五六番地一	デイセンターウイリ アムテル	名東郡佐那河内村上字大黒 一三三番地一	同	同 二十六日	同	

株式会社アイダック	医療法人内田会	海部郡特別養護老人ホーム事務組合
板野郡板野町川端字若王寺五〇番地三	三好市池田町中西ナガウチ二五四番地の三	海部郡海陽町大里字松原三三三
デイサービス藍	介護老人保健施設八ピネス	海部郡特別養護老人ホーム事務組合海南荘
板野郡板野町川端字若王寺五一番地二	三好市池田町中西西原二〇九番地一	海部郡海陽町大里字松原三三三
同	通所リハビリテーション	短期入所生活介護
同 三月 二十一日	同 二月 二十八日	同 二十七日
同	同	同

徳島県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五八番地	訪問看護ステーションコスモス	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上五五番地一	介護予防訪問看護	令和七年二月二十八日	令和七年三月三十一日
医療法人内田会	三好市池田町中西ナガウチ二五四番地の三	介護老人保健施設八ピネス	三好市池田町中西西原二〇九番地一	介護予防通所リハビリテーション	同	同

徳島県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡藍住町 藍園土地改良区	令和七年四月七日

徳島県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
吉野川市山川町 川俣土地改良区	令和七年四月三十日

徳島県告示第二百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、上勝町長及び三好市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 上勝町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

上勝町福原の一部の地籍図及び地籍簿（福原九地区）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原九地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

2 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

上勝町旭の一部の地籍図及び地籍簿（旭十三地区）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十三地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

二 三好市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

三好市（白地の一部）の地籍図及び地籍簿（白地二地区）

(四) 調査を行った地域

三好市池田町白地の一部（白地二地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

2 (一) 調査を行った者の名称

三好市

- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (三) 成果の名称
三好市（下名の一部）の地籍図及び地籍簿（山城五十地区）
調査を行った地域
三好市山城町下名の一部（山城五十地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (五) 認証年月日
令和七年五月七日
- 3
(一) 調査を行った者の名称
三好市
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (三) 成果の名称
三好市（久保の一部）の地籍図及び地籍簿（久保三地区）
- (四) 調査を行った地域
三好市東祖谷久保の一部（久保三地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (五) 認証年月日
令和七年五月七日
- 4
(一) 調査を行った者の名称
三好市
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (三) 成果の名称
三好市（井内東の一部）の地籍図及び地籍簿（井川四十四地区）
調査を行った地域
三好市井川町井内東の一部（井川四十四地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (五) 認証年月日
令和七年五月七日

徳島県告示第二百八十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
小松島市大林町字金岡二〇番一の一部	阿南市津乃峰町東分一六〇番地	四宮 隆秀
同 芝生町字狭間二八番一、二八番二及び二九番一	小松島市横須町一一番五三号	有限会社ジユンメデ イカルサービス
同 立江町字塩瀬二〇番九、二六番一及び二六番三の各一部	同 立江町字塩瀬二六番地の三	阿瀬川 義雄
吉野川市鴨島町牛島字四ツ家前三二二七番一及び三二二八番一	徳島市国府町中五五五番地の五	平野 哲也
名西郡石井町浦庄字上浦五〇九番一の一部	同 八万町法花八八番地のー グラチチュード 二〇五	宮越 充 宮越 玲未
同 高川原字市楽四九七番一及び五〇一番一〇	同 論田町元開三番地のー ルーベル論田C二〇三号	仁木 将之 仁木 美織
板野郡北島町中村字城屋敷一〇番二及び一〇番二地先町有地	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産
同 江尻字旭光一一番一、一五番一及び一五番二	同	同
同 高房字勝瑞境七〇番一及び七一番一並びに六九番一の一部並びに六九番一 地先町有地	同 藍住町徳命字小塚東二九番地一〇	アスリート

徳島県告示第二百八十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務

徳島県告示第二百八十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

なお、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所において閲覧に供する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

河川名	閲覧場所
吉野川水系宮島江湖川	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎
同 園瀬川	同
同 嵯峨川	同
同 明見谷川	同
同 根郷川	同
同 谷内川	同
同 音羽川	同
同 鮎喰川	同
同 倉目谷川	同
同 大地谷川	同
同 鬼籠野谷川	同
同 広石谷川	同
同 上角谷川	同
同 野間谷川	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
安楽寺谷川	前坂口谷川	関堀谷川	庚申西谷川	庚申谷川	鷲ヶ谷川	糸の谷川	宮ヶ谷川	泉谷川	二股谷川	大谷川	大山谷川	宮川内谷川	北谷川	大中尾谷川	江田谷川	神通谷川	喜来谷川	高根谷川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局吉野川庁舎	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富ノ谷川	中央谷川	櫛木屋谷川	大東谷川	川走谷川	南唱谷川	北唱谷川	大坂谷川	磯尾谷川	泉福寺谷川	松谷川	犬伏谷川	唐ノ口谷川	黒谷川	八丁谷川	大畑谷川	佐古谷川	西谷川	高尾谷川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九頭宇谷川	原谷川	大谷川	熊谷川	蛇池川	中山谷川	撫養川	第二大谷川	大代谷川	大谷川	喜来中須入江川	鍋川	樋殿谷川	榎瀬江湖川	中谷川	板東谷川	寺前谷川	唐土谷川
同	同	同	同	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局吉野川庁舎	同	同	同	同	同	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎	同	同	同	同

同	同	同	同	勝浦川水系勝浦川	同	同	同	神田瀨川水系芝生川	同	同	同	同	同	立江川水系立江川	同	同	同	同	同
夏焼谷川	仕出川	金谷川	八多川		豊ノ本川	新堀川	神田瀨川		政所谷川	中ノ坪川	恩山寺谷川	天王谷川	田野川		船谷川	久井谷川	折宇谷川	棚谷川	大谷川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	徳島県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎	同	同	同	同	同

同 平尾谷川	大須川水系大須川	大浦川水系大浦川	櫛木川水系櫛木川	折野川水系折野川	粟田川水系粟田川	明神川水系明神川	同 府殿谷川	同 北谷川	同 竜谷川	同 檜原川	同 野尻谷川
同	同	同	同	同	同	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター	同	同	同	同	同

徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二服務関係事項の項第一号のイ中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第三号のイ中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による所属職員の勤務時間等の決定」を加える。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一項第四号及び第五号中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第十四号中「指定すること」の下に「及び同条第三項の規定により副教育長等の勤務時間等を決定すること」を加え、同項第十五号中「指定すること」の下に「及び同条第三項の規定により所属職員の勤務時間等を決定すること」を加える。

別表第二教育政策課の表第九項第八号中「第六条」を「第六条第一項及び第二項第一号」に改め、同項第十二号中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を「特定非営利活動

特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ

特定非営利活動

法人とくしま県民活動プラザ

に改める。

法人徳島サステナブル社会推進センター」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。